

昭和二十六年海上保安庁令第二号

海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する
庁令

海上保安庁法第十一条の二第三項の規定に基づき、海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する命令を次のように定める。

第一条 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第三十三条の二の規定による海上保安学校の名称、位置及び内部組織は、この命令の定めるところによる。

第二条 海上保安学校の名称及び位置は、左のとおりとする。

（名称） （位置）

海上保安学校 舞鶴市

第三条 海上保安学校の長は、海上保安学校長とする。

2 海上保安学校長は、海上保安学校の校務を掌理する。

第四条 海上保安学校に副校長及び教官を置く。

2 副校長は、海上保安学校長を助け、校務を整理し、海上保安学校長に事故があるとき、又は海上保安学校長が欠けたときは、臨時にその職務を行う。

3 教官は、学生の教育及び訓練に従事する。

第四条の二 海上保安学校に、次の教官室を置く。

航海教官室

機関教官室

主計教官室

航空教官室

情報通信教官室

航行援助教官室

管制教官室

海洋科学教官室

一般教養教官室

警備救難教官室

小型船舶操縦教官室

2 教官は、海上保安学校長の定めるところにより前項の教官室のいずれかに属するものとする。ただし、第十条の二第一項に規定する訓練教官のうち、海上保安学校長の指定する訓練教官及び第十一条第一項に規定する分校の教官については、この限りでない。

3 教官室に室長を置き、海上保安庁長官が指名する者をもつてこれに充てる。

4 室長は、その教官室に属する教官の担当する教科等について必要な調整を行なう。

5 海上保安庁長官は、次の各号の一に掲げる教官室に属する教官の担当する教科等に関する連絡調整を行なう者として、教務主幹をそれぞれ当該各号の教官室の室長のうちから指名する。

- 一 航海教官室、機関教官室及び主計教官室
- 二 情報通信教官室、航行援助教官室及び管制教官室
- 三 海洋科学教官室
- 四 航空教官室、一般教養教官室、警備救難教官室及び小型船舶操縦教官室

第五条 海上保安学校に、次の二部を置く。

事務部
教育訓練部

第五条の二 事務部に、次の四課を置く。

総務課
人事厚生課
会計課
図書課

第六条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 校務の総合整理に関すること。
- 二 校長の官印及び校印の管守に関すること。
- 三 文書の接受、発送及び保管に関すること。
- 四 儀式に関すること。
- 五 校内の警備及び取締りに関すること。
- 六 校内の他部課に属さない事務に関すること。

第六条の二 人事厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 職員及び学生の定員、給与及び服務その他の人事に関すること。
- 二 職員及び学生の保険衛生及び福利厚生に関すること。
- 三 医療施設及び医療用品の整備計画に関すること。
- 四 学生の給食に関すること。

第七条 会計課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 経費及び諸収入の予算及び決算に関すること。
- 二 諸経費の支払に関すること。
- 三 資材及び物品の調達、保管及び配分に関すること。
- 四 契約及び営繕に関すること。
- 五 国有財産の出納保管に関すること。

第七条の二 図書課においては、図書に関する事務をつかさどる。

第七条の三 教育訓練部に、次の三課を置く。

教務課
学生課
訓練課

第八条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 教育訓練計画に関すること（訓練課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 教官の担当する教科に関すること（訓練課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 学生の試験及び成績に関すること（訓練課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 入学試験に関すること。